

佐伯市教育委員会会計年度任用職員の職務内容及び勤務条件について (幼稚園講師)

職務内容	幼稚園教育 (園児指導、担任の補助的業務、園の環境整備、給食配膳・指導、 降園指導、園児記録作成、各種研修参加、保護者対応 等)
受験資格等	幼稚園教諭一種又は二種免許を有する者(任用開始までに取得・更新見込の者を含む)
配属先	渡町台幼稚園、鶴岡幼稚園
その他	配属された園のほか、他の幼稚園教諭の休暇時に、代替として他園で指導を行うことがあります。

1 根拠法令

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(パートタイム)

2 任用期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※任用後 1 か月間は条件付採用期間となり、この期間は延長されることがあります。

※任用期間満了後、選考等を経て再度任用されることがあります。

3 報酬

- ・年齢や経験年数に応じて、月額 8,120 円から 9,290 円の間で決定
- ・月の初日から末日までの報酬を翌月の 21 日(休日の場合はその前日)に口座振込

4 各種手当

- ・通勤手当 通勤距離が 2km 以上となる場合に支給(上限あり)
- ・時間外勤務手当 時間外勤務は原則ないが、発生する場合は時間外勤務手当を支給
- ・期末手当及び勤勉手当 任用期間、勤務時間、勤務日数等に応じ、6 月と 12 月に期末手当及び勤勉手当を支給する場合があります。

5 勤務時間、勤務を要しない日等

- ・午前 8 時 00 分から午後 4 時 00 分まで、7 時間 15 分(休憩 45 分)
勤務時間が若干前後することがあります。
- ・預かり保育実施園(渡町台、鶴岡)…ローテーションにより 10 時～18 時の勤務や土曜日勤務の可能性あり。他、日曜日、祝日、年末年始は原則勤務を要しませんが、園の行事等により出勤した場合は振替休日を取得します。

6 休暇

佐伯市の規定に基づき付与

例) 有給休暇…年次有給休暇(採用時に10日)、忌引休暇、産前・産後、その他特別休暇
無給休暇…私傷病、介護、子の看護、生理休暇等

時間休暇については、有給休暇となる場合を除いて、1時間を単位として日額報酬から控除します。

7 服務及び懲戒

- ・有期任用の職員であっても、地方公務員法上の職員であり、正規職員と同様の服務規定が課されます。服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止が適用され、違反時には懲戒処分の対象となるので十分注意してください。

※営利企業への従事等の制限は課されないため、兼業を行うことができますが、兼業を開始する、又は兼業をしている場合には、速やかに教育委員会に届け出てください。兼業の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。

- ・公務でPCを使用する際は佐伯市情報セキュリティポリシーを遵守してください。

8 社会保険の加入及び所得税の源泉徴収について

市町村共済短期(健康保険に相当)、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を源泉所得税とともに毎月支給する報酬から控除します。

9 災害補償

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、佐伯市議会の議員その他非常勤職員の公務災害等に関する条例又は労働者災害補償保険法(労災)の適用が受けられます。